

ため池下流被害状況の再検証業務 仕様書

1 目的

広島県では、ため池決壊時の下流域の建物被害状況（以下、「ため池下流被害状況」という。）を把握することによって、防災重点農業用ため池の指定（浸水想定区域図を参照）や、防災工事の優先順位（歩行不可能区域を参照）を定めている。そのため、定期的の下流域の建物被害状況を再検証することによって、指定の解除や、優先順位の最適化を行う必要がある。

しかしながら、すべての防災重点農業用ため池を再検証するためには、多くの時間と莫大な費用がかかるため、この度、指定の解除や優先順位が変更となる可能性が高いものに絞って、ため池下流被害状況を再検証する。

2 業務名

ため池下流被災状況の再検証業務（以下「本業務」という。）

3 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）

4 対象ため池及び事業量

次の要件に該当するもの（県内全域）

- (1) 浸水想定区域内に被災建物が1～2戸存在する防災重点農業用ため池：
440箇所（このうち、『現地での確認』が必要な箇所：90箇所（想定））
- (2) 歩行不可能区域内に被災建物が1～2戸存在する防災重点農業用ため池
423箇所（このうち、『現地での確認』が必要な箇所：80箇所（想定））
- (3) (1) 及び (2) に該当する防災重点農業用ため池
46箇所（このうち、『現地での確認』が必要な箇所：10箇所（想定））

5 作業内容

(1) 被災建物の確認

貸与する浸水想定区域図又は歩行不可能区域図から被災建物を特定するとともに、GISデータ（航空写真データ）を活用して、浸水想定区域内又は歩行不可能区域内に新築された建物の有無について確認する。（比較図の作成）

(2) 地図アプリでの現況確認

地図アプリから被災建物の現況を確認する。

- ① 被災建物が廃墟や、倉庫、車庫、物置、公園東屋、公園トイレ等の場合 ⇒ (3)
- ② 被災建物が人家の場合 ⇒ (4) ①
- ③ 地図アプリで確認できない場合 ⇒ (3)

(3) 現地での確認

現地で(2)①及び③の写真を撮影する。

(4) 成果品の作成

① (1) 及び(2) の作業を実施した日付等について、別紙に記載して、エクセルで提出すること。

② (3) の現地での確認を行った箇所については、現地で確認した日付け等を別紙に記載するとともに、(1) で作成した比較図に現場写真を貼付して、詳細図(イメージ1)を作成し、PDFで提出すること。なお、写真は100万画素以上でカラーのものを貼付することとする。

※4(3) のため池については、2つの詳細図(浸水想定区域及び歩行不可能区域)を作成することとなる。

6 現地作業時の職員証の携行

5(3) の作業時には、氏名や所属等が記載された職員証を携帯し、必要に応じて、関係者に提示すること。

7 業務打合せ

業務開始時、業務期間1回、業務完了時の計3回打合せを行う。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託事業により得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 委託業務に関し、受託者が、県から受領し、又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表し、又は使用してはならない。

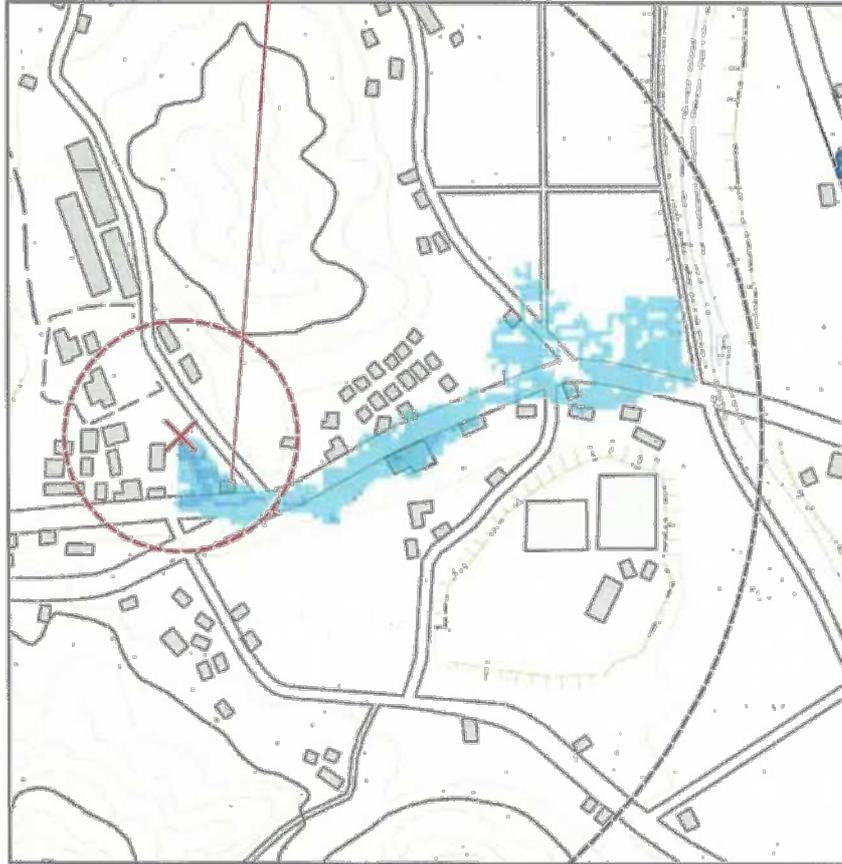
イ 受託者は、委託業務で知り得た県、関係者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

受託者は、委託業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要を認める場合は、県と協議すること。

地図アプリアり
人家なし
現地確認

調査区域	1.8	0.30
------	-----	------



浸水想定区域内の被害状況

被害/非被害	棟数	戸数
○	1	-
×	-	-
×	-	-
○	8	-

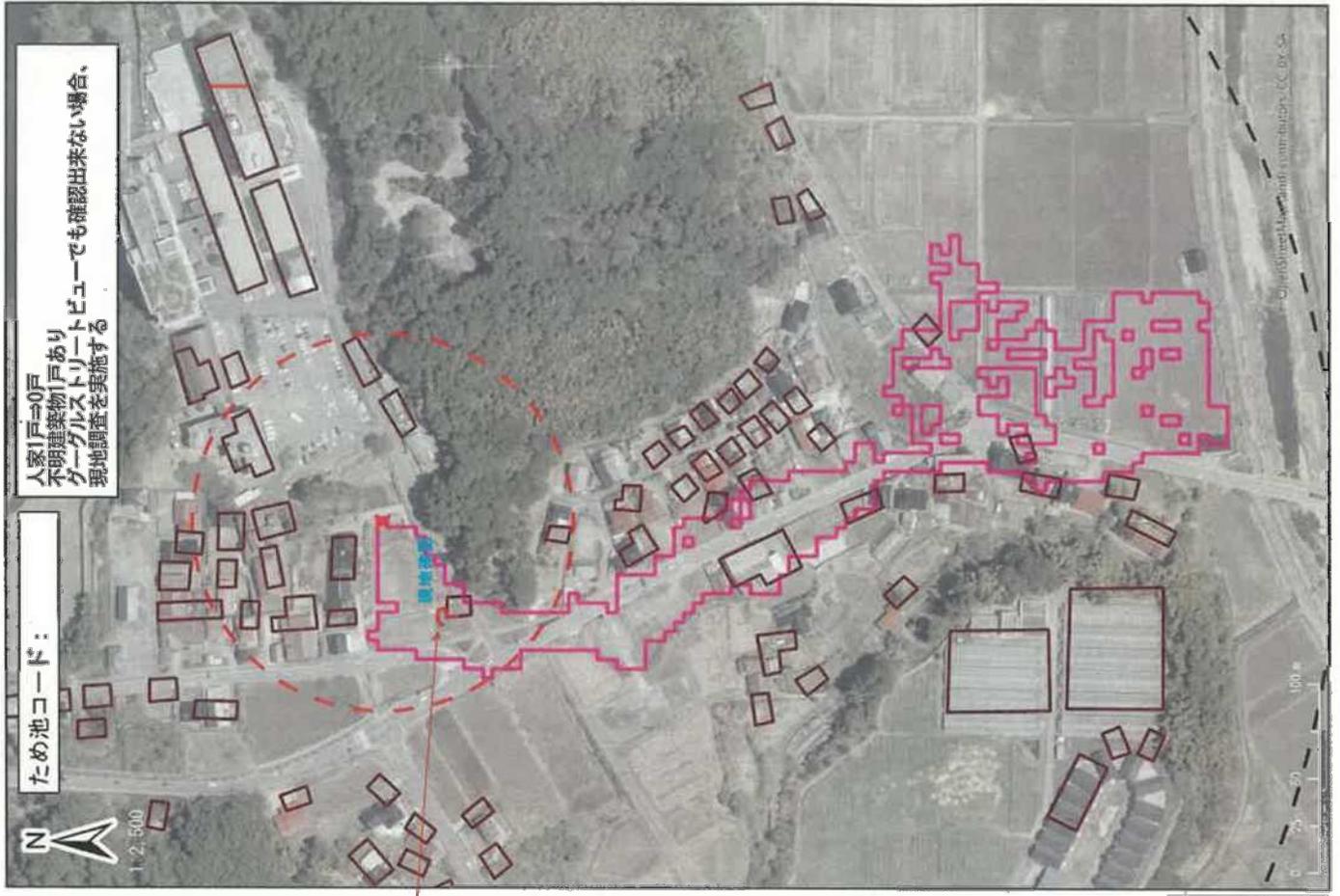
- 当該農業用ため池(破堤地点)からの水平距離が100m未満の浸水想定区域に住居等が存在
- 貯水量が1,000 m³以上であり、かつ当該農業用ため池(破堤地点)からの水平距離が500m未満の浸水想定区域に住居等が存在
- 貯水量が5,000 m³以上であり、かつ浸水想定区域に住居等が存在
- 浸水想定区域に住居が存在

破堤位置
 × たため池から100m
 ○ たため池から500m
 □ 浸水圏
 ■ 浸水圏(300)

最大浸水深

0.2m未満
0.2m以上~0.5m未満
0.5m以上~1.0m未満
1.0m以上~2.0m未満
2.0m以上~3.0m未満
3.0m以上~4.0m未満
5.0m以上

右図凡例
 □ 浸水圏
 ○ 人家
 △ 小屋
 ? 不明建築物



人家1戸⇒0戸
不明建築物1戸あり
ターゲットリスト
現地調査を実施する

ため池コード:
1-2-500

